

船舶事故調査報告書

平成29年5月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

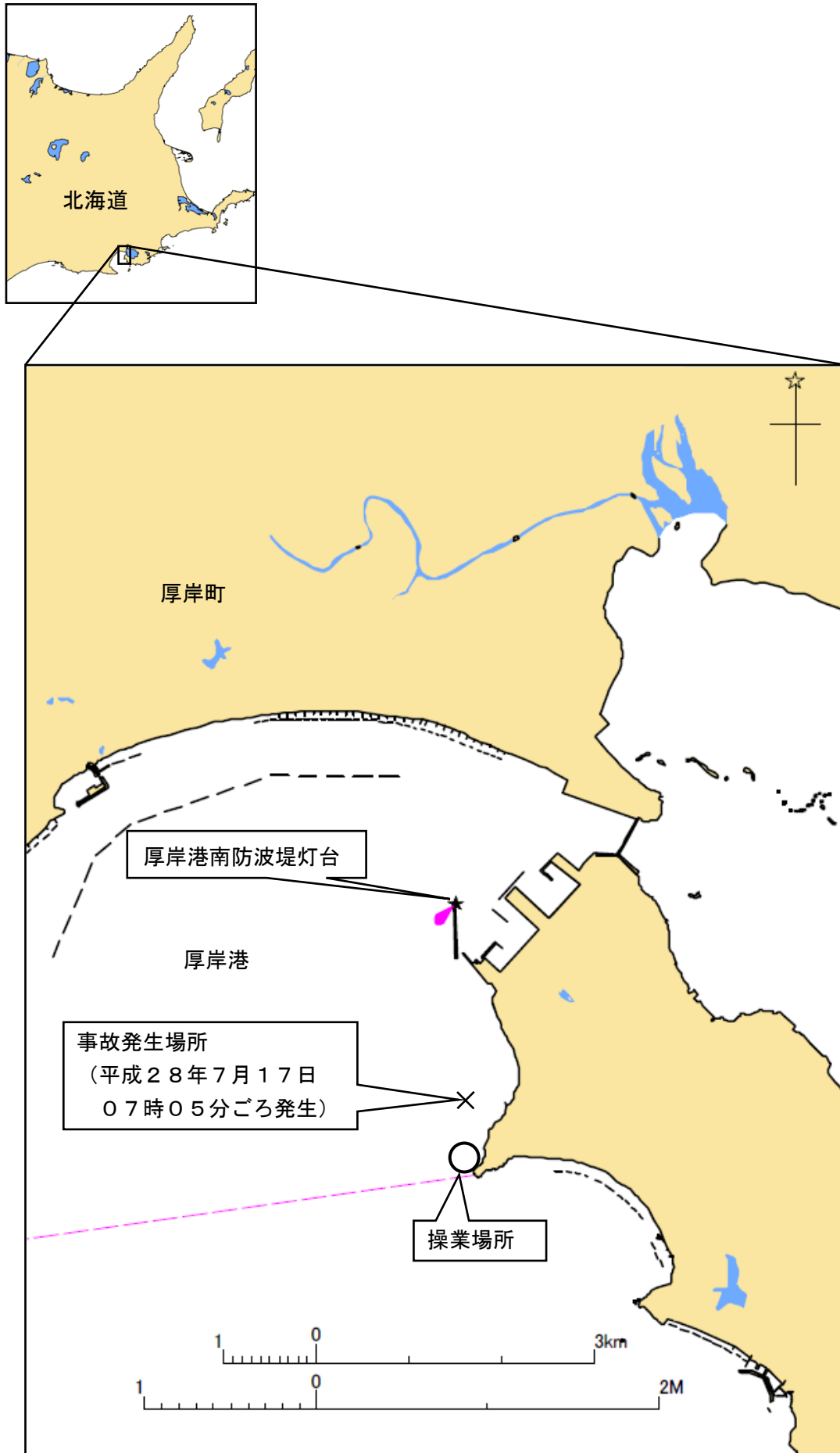
事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月17日 07時05分ごろ
発生場所	北海道厚岸町厚岸港 厚岸港南防波堤灯台から真方位176° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯43° 01.3′ 東経144° 50.0′）
事故の概要	漁船竜田丸及び漁船孝榮丸は、共に北進中、両船が衝突した。 孝榮丸は、船長が負傷し、右舷船尾部から中央部にかけての外板の擦過傷等を生じ、また、竜田丸は、左舷船首部外板に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成28年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 竜田丸、1.7トン HK3-120896（漁船登録番号）、個人所有 7.32m（Lr）×2.47m×0.82m、FRP ガソリン機関2基、160kW（合計、動力漁船登録票による）、平成16年5月 B 漁船 孝榮丸、1.5トン HK3-120478（漁船登録番号）、個人所有 6.78m（Lr）×2.47m×0.84m、FRP ガソリン機関2基、120kW（合計、動力漁船登録票による）、平成7年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年2月4日 免許証交付日 平成24年10月22日 （平成30年6月16日まで有効） B 船長B 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月28日 免許証交付日 平成27年4月10日 （平成32年10月27日まで有効）

死傷者等	A なし B 重傷 1人(船長B)
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷等 B 右舷船尾部から中央部にかけての外板に擦過傷、操舵スタンドの折損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人(以下「甲板員A」という。)が乗り組み、厚岸港内の南東端にあるアイカップ埼北西方沖でB船を含む2隻の僚船と共にこんぶ漁を行い、平成28年7月17日07時00分ごろ操業を終了して揚錨し、先に北進しているB船に続いて帰航を開始した。</p> <p>A船は、船長Aが操舵スタンドの後方に立って操船し、岩場の多い操業場所からいったん沖側に移動した後、南防波堤の切り通しに向けて航行した。</p> <p>船長Aは、両舷の船外機を使用し、約30ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、先行するB船に視線を向け、右手で舵輪の頂部よりやや右側を握り、手動操舵により北進した。</p> <p>A船は、徐々にB船に追い付き、B船の右舷正横約5mを隔てて追い越す状況で、A船の船首がB船の船尾に並びかけたとき、船長Aが、右手で舵輪を握った姿勢で長袖の救命胴衣を着用しようとし、左袖に腕を通そうとしたところ、突然左転し、07時05分ごろその船首部がB船の右舷船尾部に衝突して乗り上げた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、アイカップ埼北西方沖でこんぶ漁を終え、A船より先に帰航を開始した。</p> <p>船長Bは、右舷側の船外機1機を使用し、操舵スタンドの後方に立って右手で舵輪を握り、約20knの速力で、南防波堤の切り通しに向けて手動操舵により北進していたところ、突然左方にはね飛ばされ、海面に浮上して周囲を見渡し、B船とA船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、帰航中の別の僚船に救助されて厚岸港に戻り、救急車で病院に搬送されて多発肋骨骨折等と診断された。</p> <p>B船は、A船にえい航されて厚岸港に戻り、後日、修理された。 (付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生状況図 参照)</p>
その他の事項	<p>厚岸港周辺でのこんぶ漁は、07時00分で操業を終了する取り決めとなっていた。</p> <p>A船は、操舵スタンドの右側に両舷機の操縦レバーが配置され、任意の速力とした後は、同レバーの位置が保持される構造となっていたので、操縦レバーに手を添えなくても速力が保たれた状態で航行することができた。</p>

	<p>船長Aは、ふだん、操業中は救命胴衣を脱いで作業に当たり、操業終了後は、帰航中に同胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、厚岸港の南方約4Mの^{だいこく}大黒島周辺で操業しているこんぶ漁船が、A船より航行速力が速く、同じ時刻に帰航を開始しても、南防波堤の切り通し付近でそれらの漁船に追い付かれるので、先に切り通しを通過したいと思い、操業終了後は救命胴衣を着用することより航行を開始することを優先していた。</p> <p>船長Aは、B船の右舷正横約5mを隔てて追い越す状況で、A船の船首がB船の船尾に並びかけ、右手で舵輪を握った姿勢で長袖の救命胴衣に左腕を通そうとした際、B船から発する引き波に乗り、A船が左傾斜して身体が左側によろけ、その勢いで舵輪を左に回すことになり、A船が急に左転したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、A船の船首がB船の船尾に並びかけ、救命胴衣に左腕を通そうとしたことは覚えているが、その後、本事故発生時までの間の状況を思い出せなかった。</p> <p>甲板員Aは、揚錨作業の後は、船首側で水を飲んでいて、本事故発生当時の状況を見ていなかった。</p> <p>船長Bは、帰航を開始する際、A船が揚錨作業中であることを視認していたが、その後、前方に視線を向けた姿勢で操船していたので、右舷後方からA船が追い越してくる状況に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、厚岸港内を北進中、船長Aが、B船の右舷正横約5mを隔てて追い越す状況で、A船の船首がB船の船尾に並びかけた際、B船の引き波に乗って身体が左側によろけ、左転する動作をとったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船の右舷正横約5mを隔てて追い越す状況で、A船の船首がB船の船尾に並びかけ、右手で舵輪を握った姿勢で長袖の救命胴衣に左腕を通そうとした際、B船からの引き波によりA船が左傾斜して左側によろけたことから、舵輪を左転する方向に回した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、厚岸港内を北進中、船長Bが、視線を前方に向けていたことから、右舷後方からA船が追い越してくる状況に気付かず、左転したA船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、厚岸港内において、A船及びB船が共に北進中、船長Aが、B船の右舷正横約5mを隔てて追い越す状況で、A船の船首がB船の船尾に並びかけた際、B船の引き波に乗って身体が左側による</p>

	け、左転する動作をとったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	<p>船長Aは、本事故後、漁場往復時の操船を行わず、操縦免許を有する甲板員A等に行わせることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・救命胴衣は航行を開始する前に着用すること。・他船を追い越す際は、十分な船間距離を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生状況図

